

警務甲達第27号
令和元年7月17日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察機動装備隊運用要綱の制定について

事件、事故、災害等の発生に際し、必要な装備資機材を調達し、現場へ搬送し、又は補給するなど第一線警察活動を積極的に支援するとともに、各種装備資機材の有効活用を図る目的で福井県警察機動装備隊運用要綱の制定について（平成16年警務甲達第27号。以下「旧要綱」という。）を制定し運用してきたところであるが、より効果的な運用を図るため、旧要綱を見直し、別添のとおり実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は、廃止する。

別添

福井県警察機動装備隊運用要綱

第1 目的

この要綱は、福井県警察機動装備隊（以下「機動装備隊」という。）の組織及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設置

本部の警務課（以下「警務課」という。）に機動装備隊を設置する。

第3 任務

機動装備隊の任務は、次のとおりとする。

- 1 事件、事故、災害等（以下「事件等」という。）の発生時における装備資機材（以下「資機材」という。）の総合運用に関すること。
- 2 現場支援に伴う資機材の搬送に関すること。
- 3 現場における資機材の運用及び取扱いの指導に関すること。
- 4 資機材の取扱いに係る訓練に関すること。
- 5 その他機動装備隊の運用に関する特命事項に関すること。

第4 編成

- 1 機動装備隊に、隊長、副隊長、班長及び隊員を置く。
- 2 隊長は警務課次席を、副隊長は警務課装備管理室長をもって充てる。
- 3 機動装備隊の編成及び人員については、福井県警察機動装備隊編成表（別表）のとおりとする。

第5 隊員の指定等

- 1 本部の警務課長（以下「警務課長」という。）は、警務課の課員及び警察署長の推薦を受けた署員の中から隊員を選考するものとする。
- 2 警察署長は、署員の推薦に当たって、所属する警察官以外の警察職員の中から装備資機材の取扱いに精通している者又は精通させる必要があると認められる者を隊員候補者として推薦するものとする。
- 3 警務課長は、本部の警察職員であって資機材の取扱いに精通している者又は隊員として特に必要な技能を有する者について、当該警察職員が所属している所属長の同意を得た上で、当該警察職員を隊員として選考することができる。
- 4 隊員の指定は、警務課長が選考した警察職員の中から本部長が行うものとする。
- 5 警務課長は、機動装備隊員名簿を備え付け、常に整理しておくものとする。

第6 出動要請等

- 1 隊長は、事件等の発生を認知した場合、警察署長及び当該事件等の主管課長（以下「署長等」という。）からの出動要請を待つことなく、自ら積極的に出動の可否を署長等に確認するとともに、必要に応じて隊員に待機予告を発するなど、緊急の出動要請に備えるものとする。
- 2 署長等は、事件等が発生し、資機材の補充・調達等の必要があると認めるときは、警務課長に対し、機動装備隊の出動を要請するものとする。
- 3 警務課長は、署長等から機動装備隊の出動要請を受けた場合は、直ちに機動装備隊

を出勤させるものとする。

- 署長等は、現場における機動装備隊の円滑な活動を確保するため、署員等の中から機動装備隊連絡担当要員を指定し、機動装備隊との連絡調整に当たらせるものとする。

第7 機動装備隊の運用

- 隊長は、警務課長の指揮を受け、隊員を招集し、待機又は出勤を命ずるものとする。
- 隊長は、保有する資機材以外の支援要請を受けた場合でも、関係機関、業者等から借上げ等の措置を講じるなど、署長等の支援要請に積極的に応じるよう努めるものとする。
- 隊長は、特異・重要事案が発生し、資機材を集中的に運用する必要があるときは、署長等と緊密に連携し、隊員を積極的に現場に派遣して資機材の有効活用を図るものとする。
- 隊長は、機動装備隊の運用に際し、隊員以外の警察職員から資機材に関する技術支援等を求める必要があると認める場合には、警務課長を経由して関係所属長に対し、必要とする警察職員の派遣要請を求めることができる。

第8 平素の措置

- 隊長、副隊長及び班長は、各部門で保有する資機材を把握し、平素から隊員に対する指導教養の徹底、実戦的訓練による資機材の取扱いの習熟等を図るほか、資機材の総合運用と有効活用に努めるものとする。
- 隊員は、平素から資機材の保有実態を把握するとともに、常時活用できるように維持・管理を徹底するほか、出勤時には部内調整を図って最大限に活用できるように配慮するものとする。
- 隊員は、資機材の有効活用を通じて、事件等の発生現場における警察活動を積極的に支援するとともに、旺盛な士気と使命感を持って任務を遂行するものとする。

第9 庶務

機動装備隊に関する庶務は、警務課において行うものとする。

別表

福井県警察機動装備隊編成表

隊 長			
副 隊 長			
班名	班 長	隊 員	事 務 分 掌
総括班	副隊長兼務	警務課員 3 名	<ul style="list-style-type: none"> 資機材の調達、搬送、補給及び運用計画に関すること。 装備資機材管理システムの運用に関すること。 資機材の整備及び維持管理に関すること。
搬送班	警務課補佐 1 名	警務課員 5 名 (兼務総括 2 名)	<ul style="list-style-type: none"> 車両による資機材の搬送に関すること。 現場における資機材の活用指導に関すること。 航空機又は船舶による資機材の搬送に関すること。
支援班	警務課補佐 1 名	警察署員 1 1 名	<ul style="list-style-type: none"> 有事における部内の資機材の調整、搬送及び活動指導に関すること。 現場における必要資機材の調査に関すること。 部内の装備資機材の整備、調達及び維持管理に関すること。
計 2 3 名			

※ その他、本部の警務課長が選考した者を隊員として指定することができる。